

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱

（通 則）

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この助成金は、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の地域別最低賃金をいう。以下同じ。）の引上げに向けて、中小企業の業務改善を目的とした取組に対し助成することにより、当該取組を支援するとともに、賃金水準の底上げを図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第3条 この助成金は、次に掲げる経費のうち、助成金交付の対象として厚生労働大臣が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 一 次の表に定める道府県に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内で使用する労働者の中で最も低い時間給（時間換算額）を40円以上引き上げる計画を策定し、計画に沿った引上げを実施するとともに、労働者の意見聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資す

る設備・器具の導入、研修等の業務改善（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な経費

助成金対象地域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 この助成金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一 下の表の第 2 欄に定める助成対象経費の実支出額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額と第 1 欄に定める基準額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

二 前号により選定された額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額と比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 助成対象経費	3 補助率
1,000 千円	前項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費	2 分の 1 ただし、常時使用する労働者の数が、企業全体で 30 人以下の事業場にあつては 4 分の 3

(申請手続)

第4条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、この助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書（以下「交付申請書」という。）を管轄の都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 助成事業の交付申請に係る助成金対象経費の下限額は100千円とする。

(交付決定の通知)

第5条 都道府県労働局長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合は、審査の上、助成金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 都道府県労働局長は、第4条第1項の規定による交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行うものとする。

3 第3条第2項で定める算定方法により算出された交付額が50千円に満たない場合は、交付の決定は行わないものとする。

4 都道府県労働局長は、第1項の交付決定を行うに際して必要な条件を付すことがある。

(申請の取下げ)

第6条 助成事業者は、前条第1項の交付決定を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を都道府県労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 助成事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 助成事業者は、事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、あらかじめ様式第3号による申請書を都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(助成事業の中止又は廃止)

第9条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは様式第4号による申請書を都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による報告書を都道府県労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 助成事業者は、助成事業の遂行及び支出状況について、都道府県労働局長から要求があったときは、速やかに様式第 6 号による状況報告書を都道府県労働局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、その日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 7 号の報告書を都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の場合における報告書の提出期限について、都道府県労働局長の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 都道府県労働局長は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第 8 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

2 都道府県労働局長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 14 条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 8 号により速やかに都道府県労働局長に報告しなければならない。

2 都道府県労働局長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 都道府県労働局長は、第 9 条の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 助成事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく都道府県労働局長の処分若しくは指示に違反した場合

二 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 都道府県労働局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 都道府県労働局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条

第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 都道府県労働局長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 助成事業者は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ都道府県労働局長の承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(支出明細書等の報告)

第19条 助成事業者が、国が所管する特例民法法人である場合は、様式第9号により支出明細書を作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省及び法人所管府省に報告しなければならない。

(附則)

この要綱の規定は、平成26年4月1日以降に交付決定するものから適用する。

様式第 1 号

第〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇労働局長 〇〇 〇〇 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 国庫補助金所要額調書（別紙）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書
- 2 その他参考となる書類

別紙

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額に補助 率(※)を乗 じた額 E	基準額 F	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)						1,000,000 円			

※ 2分の1 (ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3)

○労発基第○号

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定通知書

助成事業者 殿

平成○年○月○日第○号で申請のあった平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 項の規定により、} \\ \text{第 3 項の規定により、修正の} \end{array} \right.$ うえ、 $\left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{第 1 項の規定により、} \\ \text{第 3 項の規定により、修正の} \end{array}} \right\}$ 次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成○年○月○日

〇〇労働局長 〇〇 〇〇

- 1 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省発基 0401 第 39 号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第 3 条に定める経費であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成○年○月○日申請書記載のとおり} \\ \text{2 及び 3 のとおり} \end{array} \right.$ である。

2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

・事業に要する経費	金	円
・助成金の額	金	円

3 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 (助成事業者名) は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成○年○月○日とする。

○労発基第○号

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

追加交付決定通知書

助成事業者 殿

平成○年○月○日○労発基第○号で交付決定した平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、平成○年○月○日第○号の申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成○年○月○日

○○労働局長 ○ ○ ○ ○

- 1 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第3条に定める経費であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{平成 } \quad \text{年 } \quad \text{月 } \quad \text{日申請書記載のとおり} \\ \text{2及び3のとおり} \end{array} \right\}$ である。

- 2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。

・事業に要する経費 金 円

内今回の増加額	金	円
・助成金の額	金	円
内今回の追加交付額	金	円

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇年〇月〇日とする。

○労発基第○号

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定一部取消通知書

助成事業者 殿

平成○年○月○日○労発基第○号で交付決定した平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、
平成○年○月○日申請書に基づき、
決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成○年○月○日

○○労働局長 ○○ ○○

- 1 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第3条に定める経費であり、その内容は
平成○年○月○日申請書記載のとおり
2及び3のとおり
である。

2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。

・事業に要する経費	金	円
内今回の減少額	金	円
・助成金の額	金	円
内今回の減少額	金	円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇年〇月〇日とする。

平成 年 月 日

○労働局長 ○○ ○○ 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

変更申請書

平成○年○月○日○労発基第○号をもって交付の決定を受けた標記補助金について下記のとおり国庫補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を受けたいので、下記の書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円

2 変更を受けようとする理由

3 国庫補助金所要額変更調書（別紙）

4 支出予定額変更内訳書

今 回 変 更 申 請 金 額：金 円

当 初 交 付 決 定 金 額：金 円

差引（追加・減額）申請額：金 円

5 その他参考となる関係資料

別紙

国庫補助金所要額変更調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A－B)	対 象 経 費 支 出 予 定 額	対象経費 支出予定 額に補助 率(※) を乗じた 額	基準額	選定額 (EとFを 比較して少 ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを 比較して少 ない方の額)	国庫補助 所要額	既交付 決定額	今回追加 (減少)額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補 助 金 (業務改 善 助 成 金)						1,000,000 円					

※ 2分の1 (ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3)

平成 年 月 日

○ ○ 労働局長 ○○ ○○ 殿

住 所
事業場名
代表者職氏名 印

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業中止・廃止承認申請書

平成○年○月○日○労発基第○号をもって交付決定を受けた平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業について、

{ 中止
廃止 }

したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日

平成 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

平成 年 月 日

〇 〇 労働局長 〇〇 〇〇 殿

住 所
事業場名
代表者職氏名 印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業完了予定期日変更報告書

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	平成〇年度 受入済額	平成〇年度への 要繰越額	不用額
円 (平成〇年〇月〇 日)	円	円	円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

平成 年 月 日

〇〇労働局長 〇〇 〇〇 殿

住 所
事業場名
代表者職氏名 印

平成〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
状況報告書

標記について、次の書類を添えて報告する。

1 国庫補助金執行状況

交付決定額	支出済額
円	円

2 その他参考となる書類

平成 年 月 日

〇〇労働局長 〇〇 〇〇 殿

住 所
事業場名
代表者職氏名 印

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙）
- 2 事業実施結果報告
- 3 その他参考となる書類

別紙

国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A－B)	対象経費 支出済額	対象経費 支出済額 に補助率 (※)を 乗じた額	基準額	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 所要額	交付決定 額	国庫補助 受入済額	差引 過不足額 (K－I)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)						1,000,000 円						

※ 2分の1（ただし、企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3）

○労発基第○号

平成 年 月 日

平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付額確定通知書

助成事業者 殿

平成○年○月○日○労発基第○号をもって交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、平成○年○月○日第○号事業実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので通知する。

平成 年 月 日

○○労働局長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

○労働局長 ○○ ○○ 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

平成○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成○年○月○日○労発基第○号をもって交付決定を受けた平成○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付資料

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

平成〇〇年度補助金等支出明細書

特例民法法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) (1) 以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B / A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。